クリーンデーにおける 「自治会運営委員(生活環境総括、地区担当)」と 「班長」の役割について

[凡例] 運営委員の仕事 班長の仕事

Ⅰ. 自治会運営委員の定例・定型作業

- 1. クリーンデーの準備
 - ①クリーンデーの総括責任者(生活・環境総括)
 - ②ゴミ袋の購入・保管(生活・環境総括)
 - ③班長にゴミ袋配布(地区担当)
 - ④案内文書の回覧(生活・環境総括)

Ⅱ. 班長の定例・定型作業

- 1. クリーンデー〔毎月第一日曜(A グループ)、第三日曜(B グループ)の2回〕に おける
 - ①出欠チェック
 - ②ゴミ袋配布(1家族5枚)
 - ③作業日報(様式-3)作成 ※たんけん地区除く
 - →作業日報を一週間以内に地区担当に届ける。
 - →地区担当は3ヶ月ごとに作業日報を集計し(様式-1)生活·環境総括へ届ける。
 - →生活・環境総括は、会長の署名、捺印後、市へ郵送する。
 - 2. ゴミゼロの日(5月下旬) ※今年度はクリーンデー再開前なので不参加 船橋をきれいにする日(11月中旬)などへの参加(班内会員の動員を行う)
 - 3. 班内の不法投棄、並木の除虫、剪定、空き地の除草、防犯灯球切れ、 溝の詰りなどの解決(市や運営委員へ連絡)
 - ※草取りについて、公園は役所指定業者が7月から10月に掛けて2、3回 実施し、歩道については適宜、運営委員から市へ要請し実施致します。 クリーンデーでの草取りについては、公園、歩道ともに時間内で可能な 範囲で、適宜、実施して下さい。

そもそも公園掃除を行う訳・・・

- Q. なぜ、公園掃除を行うの?
- A. 船橋市と「公園および周辺清掃委託契約」という委託契約をむすんでいる からです。

当自治会は、つぼすみれ公園、きりかぶ公園、木のぼり公園、木の実公園の4公園について委託契約を結んでおり、年間で約30万円を市から受領(自治会に)しています。

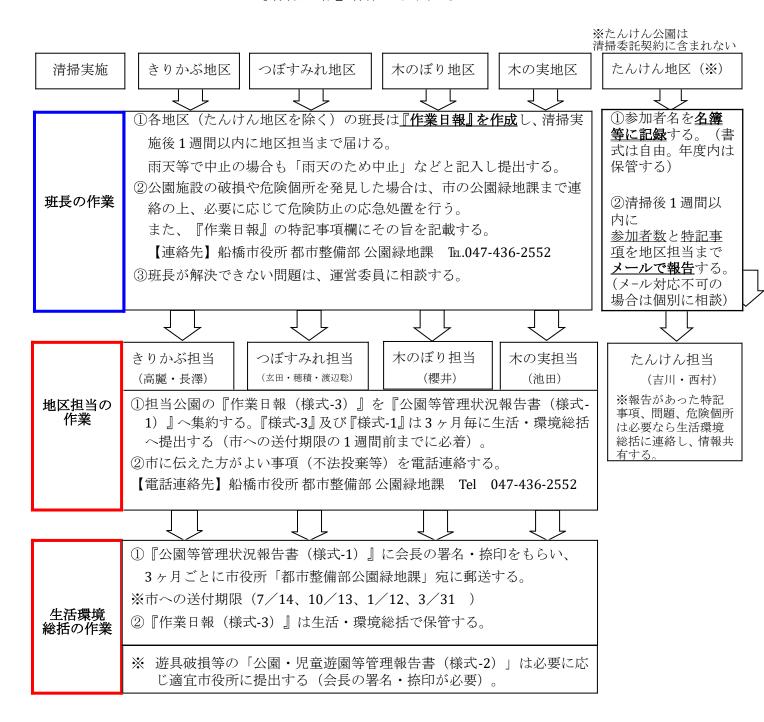
【市との受託内容等(抜粋)】

- ①つぼすみれ公園、きりかぶ公園、木のぼり公園、木の実公園(たんけん除く)の4公園について受託。
- ②公園内、外周も含めおおむね月2回以上行う。
- ③遊具、フェンス、照明灯等の公園施設の点検を行い、破損や危険箇所を発見した場合は、船橋市役所の「公園緑地課」まで連絡の上、危険防止の応急処置を行う。
- ④園内の雑草は適宜取り除く。また、集めたゴミや草については、ごみ収集日に合わせて出す。
- ⑤水飲み場のある公園では、砂などが詰まっていないか注意する。

以上

公園等清掃委託に関する市への報告手順等

~『作業日報』作成・提出の流れ~



※上記の報告とは別に、年度末には自治会全体の清掃活動実績(参加者数)を市に報告する必要があります。このため、清掃委託契約に含まれない「たんけん地区」にも 参加者数の報告をお願いしています。